

資料3

他自治体の条例の項目について

自治体名	世田谷区（東京都）		松本市（長野県）		豊田市（愛知県）	
人口 (H29.4.1現在)	899,507人		240,628人		425,718人	
条例の名称	世田谷区子ども条例		松本市子どもの権利に関する条例		豊田市子ども条例	
条例の構成						
前文の有無	有		有		有	
章(条)の数	6章(32条)		7章(26条)		7章(31条)	
総則		該当する条項		該当する条項		該当する条項
目的	○	第1・3条	○	第1条	○	第1条
言葉の定義	○	第2条	○	第2条	○	第2条
自治体等の役割	○	第4～8条	○	第3条	○	第3・4条
家庭・保護者	○	(第4条)	○	(第3条)	○	(第3条)
学校等	○	(第5条)	○	(第3条)	○	(第3条)
地域・市民	○	(第6条)	○	(第3条)	○	(第3条)
事業者	○	(第7条)	○	(第3条)	○	(第3条)
自治体	○	(第8条)	○	(第3条)	○	(第3条)
子ども	—	—	—	—	○	(第4条)
子どもの権利						
権利の内容	—	—	○	第4条	○	第4～8条
子どもの権利の周知と学習支援	—	—	○	第5・6条	○	第12条
取組のテーマ						
子育て支援	○	第14条	○	第8条	○	第13条
育ち・学ぶ環境整備	○	第9・10条	○	第12～14条	○	第17・18条
子ども参加	○	第11条	○	第11条	○	第19条
いじめ対応	○	第13条	○	第7条	○	第15条
虐待の禁止	○	第12条	○	第7条	○	第16条
子どもの安心・安全	—	—	○	第7条	○	第17条
推進のしくみ						
行動・推進計画の策定	○	第25条	○	第22条	○	第27条
推進委員会等の設置	—	—	○	第23～25条	○	第28～30条
制度の設置						
子ども会議の設置	—	—	○	(まつもと子ども未来委員会)	○	第20条
相談・救済のための権利擁護委員の設置	○	第15～24条	○	第15～20条	○	第21～26条
普及・啓発						
条例の普及・啓発	○	第31条	—	—	—	—